

令和2年度 包括外部監査の結果報告書の要約

(群馬県包括外部監査人)

第1 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の37第1項に基づく包括外部監査である。

2. 選定した特定の事件（テーマ）

(1) 監査テーマ

高齢者施策の実施状況について

(2) 監査の対象期間

令和元年度（必要に応じて過年度を含む。）

3. テーマを選定した理由及び監査の視点

我が国は、急速な高齢化が進んでいるといわれて久しい。

政府が公表している「令和2年版高齢社会白書」によると、我が国の総人口は、令和元（2019）年10月1日現在、1億2,617万人であり、そのうち65歳以上人口は、3,589万人で、総人口に占める割合（高齢化率）は28.4%となっている。65歳以上人口は、昭和25（1950）年には総人口の5%に満たなかったが、昭和45（1970）年に7%を超え、さらに平成6（1994）年には14%を超えた。高齢化率はその後も上昇を続け令和元（2019）年の28.4%に達している。

また、今後も高齢化率は上昇を続け、令和18（2036）年に33.3%、令和47（2065）年には38.4%に達し、国民の約2.6人に1人が65歳以上の者となる社会が到来すると推計されている。

一方、現役世代（15～64歳の者）との対比においても、昭和25（1950）年には1人の65歳以上の者に対して12.1人の現役世代がいたのに対して、平成27（2015）年には65歳以上の者1人に対して現役世代2.3人となっており、今後高齢化率が上昇し現役世代の割合は低下し、令和47（2065）年には65歳以上の者1人に対して1.3人の現役世代という比率になるとしている。

我が国の高齢社会対策の基本的枠組みは、「高齢社会対策基本法」（平成7年法律第129号）に基づいている。

高齢化が進む中、同法は、高齢社会対策を総合的に推進し、経済社会の健全な発展と国民生活の安定向上を図ることを目的とし、高齢社会対策の基本理念として、公正で活力ある、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される、豊かな社会の構築を掲げている。また、国及び地方自治体は、それぞれ基本理念ののっとり高齢社会対策を策定し、実施する義務があるとするとともに、国民の努力についても規定している。

同法に基づき、国は「高齢社会対策大綱」作成し、政府が推進する高齢社会対策の中長期にわたる基本的かつ総合的な指針としている。

こうした中で群馬県では、平成30年3月に「群馬県高齢者保健福祉計画（第7期）」を策定し、「高齢者の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくり」を基本目標として、以降の3年間（平成30年度から令和2年度）で支援を必要とする高齢者を主体として高齢者に関わる幅広い施策を総合的に推進している。

また同じく平成30年3月に「第3期ぐんま元気・活躍高齢者プラン」を策定し、活躍が期待される元気高齢者を主体として生涯学習支援、社会貢献支援、就業支援など県として取り組むべき施策をまとめている。

そして、これら2つの計画を車の両輪として群馬県の高齢者施策を推進している。

そこで、本監査においては、人生100年時代を迎え、限りある予算の中で、需要が増大し続ける高齢者福祉にいかに対応するか、その施策を検証することは有意義であると判断し、「高齢者施策の実施状況」を監査テーマとした。

4. 主な監査手続

- (1) 高齢者施策所管部署からの概況聴取
- (2) 関係部署から概況聴取
- (3) 関係資料の閲覧・吟味・分析・ヒアリング等
- (4) 現場往査（関係帳簿等の閲覧・ヒアリング等）

5. 監査の実施期間

令和2年9月7日から令和3年3月19日まで

6. 包括外部監査人及び補助者

- (1) 包括外部監査人
公認会計士 廣瀬 信二
- (2) 補助者
公認会計士 岡林 恒文
公認会計士 北原 陽子
公認会計士 兒島 宏和
公認会計士 中村 健一
公認会計士 南雲 拓也
弁護士 村越 芳美

7. 利害関係

群馬県と包括外部監査人及び補助者との間には、法第252条の29に定める利害関係はない。

8. その他

- (1) この報告書は、法第252条の37第5項に規定する「監査の結果」として報告するものであるが、「意見」として掲げられている事項は、同法第252条の38第2項に規定される「監査の結果に関する報告に添える意見」として提出するものである。
本報告書における「指摘事項」と「意見」の区分の方法は、以下のとおりである。「指摘事項」は、主として法令や規則等に違反しているか、又は著しく適切さを欠くと判断されたものであり、県に是正・改善が必要と認められた事項とする。これに対し、「意見」は、不当とまでは判断しないが、改善が望まれるとされたものであり、県に是正・改善について検討を求めらるる事項とする。
- (2) 上記意見は、各所管課に対しての改善意見であるが、項目によっては県全体で取り組んでもらいたい事項もあることを付言しておく。

第2 監査対象の概要

1. 群馬県における高齢者施策について

(1) 我が国における高齢者福祉に関する主な法律及び制度

① 老人福祉法

昭和38年、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的として制定された。その中で、国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有しており、国及び地方公共団体は、老人の福祉に関係のある施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、基本的理念が具現されるように配慮しなければならないとされている。

都道府県は市町村老人福祉計画の達成に資するため、市町村を通ずる広域的な見地から、都道府県老人福祉計画を定めるものとしている（第20条の9第1項）。

② 介護保険法

平成9年、介護が必要な人を社会全体で支えるための仕組みとして、介護保険法が制定され、平成12年に施行された。

令和2年4月で介護保険制度開始から20年が経過し、この20年で、要介護（要支援を含む）認定者数は218万人から669万人へと約3倍に増加している。また、介護を取り巻く環境の変化に柔軟に対応できるように、介護保険制度は概ね3年ごとに改正されている。

厚生労働大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針を、都道府県は基本指針に即して、3年を1期とする都道府県介護保険事業支援計画を定めるものとしている（第118条第1項）。

③ 高齢社会対策基本法

高齢社会対策基本法は、高齢社会の基本となる事項を定めること等により、高齢社会対策を総合的に推進し、もって経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図ることを目的に、平成7年に制定された。

同法は、その基本理念として、ア．国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会、イ．国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会、ウ．国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会を掲げている。

国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、高齢社会対策を策定し、実施する責務があるとされている。地方公共団体については、国と協力しつつ、その地域によって実情が異なることを考慮して、社会的、経済的状況に応じた施策が求められている。

(2) 群馬県における高齢者福祉分野の計画

① 概要

『第15次群馬県総合計画「はばたけ群馬プランⅡ」』（平成28年度～平成31年度）の個別計画として、「群馬県福祉プラン」（平成27年度～平成31年度）を策定している。群馬県福祉プランは、総合計画の福祉分野における最上位計画として、本県の福祉施策を推進するための指針となるものであり、また、社会福祉法の規定に基づく都道府県地域福祉支援計画として位置付けるものである。

更に、群馬県福祉プランの下位計画として、「群馬県高齢者保健福祉計画（第7期）」（平成30年度～令和2年度）を策定するとともに、併せて、本県の元気高齢者施策の指針となる「第3期ぐんま元気・活躍高齢者プラン」（平成30年度～令和2年度）を策定し、この2つの指針が群馬県の高齢者施策を推進するものとなっている。

② 群馬県高齢者保健福祉計画

老人福祉法第20条の9の規定により策定する都道府県老人福祉計画及び介護保険法第118条の規定により策定する都道府県介護保険事業支援計画を一体的に策定したもので、群馬県における高齢者の保健・福祉に関する基本計画となるものである。

本計画は、高齢者施策を推進していく方向性や具体的施策を示すとともに、計画期間中にお

ける介護保険サービスの見込み量や施設整備の目標数を設定し、これらを円滑に推進していくための方策を明らかにしている。また、高齢者福祉行政及び介護保険行政の推進に当たり、市町村の域を超えた広域的な調整を図る観点から、市町村が策定する老人福祉計画・介護保険事業計画との調整や目標達成に向けた市町村への支援を目的としている。

本計画では、高齢者の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを基本目標として掲げ、基本目標の実現に向け、次のとおり5つの基本政策を設定し、政策の実現に向け諸施策を推進する。

- 地域包括ケアシステムの深化・推進
- 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- 認知症施策の推進
- 多様な福祉・介護サービス基盤の整備
- 介護人材確保対策と資質の向上

③ ぐんま元気・活躍高齢者プラン

元気高齢者に対する生涯学習支援、社会貢献支援、就業支援など、県として取り組むべき施策や事業を部局横断的、体系的に取りまとめ、幅広い観点から総合的に元気高齢者を支援しようとするものである。

高齢者が活躍できる社会を実現するため、10年後を見据え、目指すべき元気高齢者像を「能力や経験を活かし、地域の支え手として生き生きと活動しています」と設定している。

この目指すべき元気高齢者像を実現するため、以下の3つの目指すべき社会像や具体的な取組を掲げている。

ア. 高齢者が活躍しやすい社会

- 元気高齢者への総合的支援
- 健康づくり・介護予防
- 安全・安心な生活環境の整備

イ. 社会参加・社会貢献の場が充実した社会

- 生涯学習・生涯スポーツの振興
- 社会参加・社会貢献の促進
- 地域における互助の充実

ウ. 働く意欲や能力を発揮できる社会

- 高齢者の就業・創業支援

2. 監査の対象とした事業等について

群馬県高齢者保健福祉計画や、第3期ぐんま元気・活躍高齢者プランでは、多様な高齢介護関係施策事業が記載されており、様々な部署が所管している。この中でも、中心となって事業を実施しているのが、健康福祉部である。

このため、高齢者施策の実施状況についての監査対象として、令和元年度当初予算において健康福祉部が担当している26事業を選定した

また、健康福祉部以外が所管する事業においては、高齢者を事業の直接の対象としている事業を中心に、6つの事業を監査対象として選定した。

さらに、監査対象とした事業において、公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団への補助や事業の委託が行われているため、同財団への監査を実施した。

第3 監査結果及び意見

各事業等に関する監査結果及び意見の状況は次のとおりである。

【監査結果及び意見の件数一覧】

番号	事業名	指摘事項	意見	計
	全般的事項・共通事項		3	3
1	福祉マンパワーセンター運営		1	1
2	地域あんしん生活支援	1	2	3
3	医療介護連携推進		2	2
4	地域医療介護総合確保計画			0
5	地域支援事業推進		2	2
6	認知症施策		1	1
7	高齢者権利擁護推進		1	1
8	社会福祉施設等指導監査等及び医療機関立入検査		1	1
9	高齢社会基本対策		7	7
10	元気高齢者総合支援		1	1
11	在宅福祉対策		1	1
12	老人福祉施設対策		4	4
13	介護老人保健施設等対策		1	1
14	地域医療介護総合確保対策	2	4	6
15	介護人材確保対策		3	3
16	介護研修等実施		5	5
17	介護保険制度推進		1	1
18	介護保険基盤運営		2	2
19	歯科口腔保健対策		2	2
20	健康増進対策		2	2
21	栄養改善対策			0
22	食育推進			0
23	福祉のまちづくり推進		1	1
24	施設管理			0
25	後期高齢者医療対策			0
26	福祉医療対策(重度心身障害者・母子家庭等医療費補助)		1	1
27	過疎地域自立促進対策			0
28	県民防犯推進			0
29	雇用調整対策		1	1
30	交通安全対策		1	1
31	住宅産業活性化推進		2	2
32	社会資本総合整備			0
	群馬県長寿社会づくり財団	3	13	16
	計	6	65	71

指摘事項・意見を内容別に分類して集計すると次のとおりとなる。

分類	指摘事項	意見			計
		全般的事項 ・共通事項	各事業等	長寿社会づ くり財団	
1. 事業の見直し・廃止			16	2	18
2. 目標設定・実績管理		1	11	1	13
3. 契約・支出事務	2	1	5	3	11
4. 要綱等の記載事項			3	2	5
5. 補助金の適正な執行	3		1		4
6. 自主財源の確保		1		2	3
7. 情報公開			2		2
8. その他	1		11	3	15
計	6	3	49	13	71

■ 指摘事項

(1) 補助事業執行状況報告について（地域あんしん生活支援）（指摘事項1）

補助事業者である群馬県社会福祉協議会から、補助事業の執行状況の報告が行われておらず、群馬県地域あんしん生活支援事業県費補助金交付要綱第10に違反している。

適正な補正予算を作成するためには、補助金の執行状況を把握するとともに、執行状況を記録として残す必要があるため、今後は補助事業の執行状況を、群馬県社会福祉協議会から、要綱に定められた書式で報告させるべきである。

(2) 補助金に係る実績報告について（地域医療介護総合確保対策）（指摘事項2）

実績報告は、補助対象事業が完了した初年度しか行われていないため、「群馬県介護基盤等整備事業費補助金交付要綱」に準拠していない。今後は補助金が有効に活用されていることを確認するために、「群馬県介護基盤等整備事業費補助金交付要綱」に基づき、毎年度事業実績報告を徴求すべきである。

(3) 補助金で取得した不動産・30万円以上の機械及び器具その他の財産の状況報告について（地域医療介護総合確保対策）（指摘事項3）

群馬県介護基盤等整備事業費補助金交付要綱に規定されている、補助金で取得した財産等の活用状況報告が行われていない。

税金が有効活用されているか否かの判断材料とするため、今後は補助事業により取得した資産の活用状況を毎年報告させ、当該資産が目的どおり利用されているかを確認すべきである。

(4) 情報誌「ときめき群馬」の契約書違反について（群馬県長寿社会づくり財団）（指摘事項4）

委託契約書及び仕様書によれば、情報誌「ときめき群馬」の夏号に受託者は広告掲載をするものとされているが、広告の掲載が行われておらず、契約書及び仕様書違反が生じている。今後は、契約書等の遵守及び自主財源の確保という観点から、受託者に広告を出稿させるべきである。

(5) 人材育成事業の経費見積書の記載金額について（群馬県長寿社会づくり財団）（指摘事項5）

経費見積書の周知・広報費の合計に、人件費、諸税及び負担金の金額が含まれていなかった。経費を正しく見積り、集計されていることを、担当者及び上席者が確認すべきである。

(6) 労働者派遣事業における就業時間の把握について（群馬県長寿社会づくり財団）（指摘事項6）

「就業時間は15分単位で処理する」旨の記載のある「労働者派遣個別契約書」及び「労働条件

通知書兼就業条件明示書」を使用しないよう徹底し、就業時間の把握に務めるべきである。

■ 全般的事項・共通事項に関する意見

(1) 事業計画の目標設定について（意見1）

高齢者施策に関する各事業計画は、具体的な数値目標を設定して、それに向かって事業を推進し結果として目標を達成したのか否か、達成していないのであれば問題点、改善策を洗い出して次年度以降の計画に生かしていくように努めるべきである。

(2) 委託対象経費とする講師謝金の妥当性の検討について（意見2）

講師謝金の妥当性を事後的に判断できるようにするため、講師謝金に関する県の執行基準のうち、「著名な人物であり起用することで高い事業効果が見込まれるなど、上記の区分により難しい場合」に該当するとして講師謝金を決定する場合には、執行基準の掲げるとの事項をどのように考慮して判断したのかが分かる客観的資料を残しておくべきである。

(3) 群馬長寿社会づくり財団の自主財源の確保について（意見3）

群馬県は群馬長寿社会づくり財団の運営について、人件費や一般運営費等の管理費に対して補助金を支給して負担しているが、財団は自主財源によりこれら管理費を賄うべきである。

■ 個別の事業等に関する意見

(1) 福祉マンパワーセンター運営における事業目標の達成状況について（福祉マンパワーセンター運営）（意見4）

事業目標のうち、求職相談件数及び就職件数が過去4年間で一度も達成できていない。求職者のニーズを把握し、求職者の求めている支援対策を講じる必要がある。

(2) 市民後見推進について（地域あんしん生活支援）（意見5）

市民後見については、ほとんど利用実績がなく、市民後見推進のための補助金が有効活用されていない。今後は補助金の有効性を高めるため、市民後見人が実際に選任されるような施策を実施すべきである。

(3) 実績報告書の正当性チェックについて（地域あんしん生活支援）（意見6）

委託料と決算額が一致している場合は、その決算額の正当性に疑義があるため、実地調査を行うべきである。また、仮に決算額が委託料を超えているため、委託料に合わせるように金額を記載している場合は、委託料の妥当性を確認できるようにするため、今後決算額は実績額を記載するように指導すべきである。

(4) 在宅医療・介護連携に関する相談窓口について（医療介護連携推進）（意見7）

県では、各地域に設置されている「在宅医療・介護連携に関する相談窓口」の相談状況等を比較分析できる形で把握していないことから、各相談窓口の活動状況を比較分析できない状態となっている。このため、相談窓口の状況に応じ、各相談窓口に対してどのような支援を行うことが効果的か検討する際に支障が生じるおそれがある。

各地域の相談窓口の負担に配慮しつつ、相談件数等の情報提供を依頼し、各相談窓口の状況に応じた支援を行う態勢を整えることが望ましい。

(5) 成果指標について（医療介護連携推進）（意見8）

成果指標のうち、2つの項目は、計画策定時の状況より直近値が後退している。また、現在の11項目の多くは、病院・診療所数といった施設数に関する指標となっている。

このため、直近値が後退した原因とそれが事業の進捗に与える影響を分析し、数値向上に向けた対策を検討することが望ましい。また、次期計画策定時には、より多様な指標を設定することが望ましい。

(6) 委託金額の確定方法について（地域支援事業推進）（意見9）

研修実施の委託契約に関しては、委託先が実際支出した金額を超えて委託料を支払うことのないよう、委託料の確定は研修実施後とするなど、委託先との間で締結する委託契約書の文言の変更を検討すべきである。

(7) 委託契約の効果測定について（地域支援事業推進）（意見10）

委託契約の効果測定するため、社会福祉法人群馬県社会福祉協議会に委託している生活支援体制整備支援事業のうちの相談業務についても、相談件数や相談対応状況等の報告を求めるようにすべきである。

(8) 病院勤務医療従事者認知症対応向上力研修受講者数について（認知症施策）（意見11）

県の認知症施策の1つとして、各種研修の実施がある。医師や歯科医師、看護師、介護関係者など認知症の早期発見や早期対応を行うべく、広く研修制度を設けているが、一般病院勤務医療従事者向けの研修受講者の実績が目標値に対して伸び悩んでいる。

認知症に携わるのは、一義的には医師や看護師であるが、広義では受付業務やその他多くの医療従事者が関わるため研修受講者数を伸ばすよう、Web対応を含め研修の受講機会を増やす対策を講ずるべきである。

(9) 成果指標の策定について（高齢者権利擁護推進）（意見12）

本事業においては、現在、特に成果指標が設けられていない。

他方、高齢者虐待防止法に基づき、国と都道府県は、毎年、高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果を公表している。この調査結果では、虐待判断件数や自治体における高齢者虐待防止対応のための体制整備等の状況が公表されている。

この調査結果の公表数値などを成果指標として、政策の目標と進捗状況を対外的に明示することが望ましい。

(10) 指導・監査に係る文書保存期限について（社会福祉施設等指導監査等及び医療機関立入検査）（意見13）

社会福祉法人等に対する指導監査の決裁文書の保存期限と運用に乖離があるため、運用実態に合わせて文書保存期限を定めることが望ましい。

(11) 群馬県高齢者保健福祉計画の進捗状況の開示について（高齢社会基本対策）（意見14）

群馬県高齢者保健福祉計画の進捗状況が開示されないと、県民は事業の有効性を評価できないため、今後は進捗状況を、毎年群馬県のホームページで開示すべきである。

(12) 高齢者総合相談センターについて（高齢社会基本対策）（意見15）

高齢者総合相談センターについては、相談件数も減少傾向にあり、また、市町村が運営する地域包括支援センターと業務が重複するため、高齢者総合相談センターについては廃止すべきである。

(13) 県民意識調査の実施方法について（高齢社会基本対策）（意見16）

紙で行われている県民意識調査について、回答率をより高め、県民のニーズを群馬県高齢者保健福祉計画により反映させるためにも、次回の県民意識調査については、LINEなどインターネットを利用することを検討すべきである。

(14) 成果指標の設定について（高齢社会基本対策）（意見 17）

群馬県高齢者総合相談センター運営事業については、成果指標が定められていないが、事業の有効性を評価するためにも、今後は、相談件数や相談者の人数を成果指標として定めるべきである。

(15) 高齢者総合相談センターの利用時間等について（高齢社会基本対策）（意見 18）

高齢者総合相談センターの利用時間は平日の午前9時から午後5時までとなっているが、相談実績データを分析し、繁閑に応じて、曜日により相談員を増減させるなどして、相談時間の延長等の対応を行い、県民のニーズに応えるべきである。

(16) 地域包括支援センターと高齢者総合相談センターの情報共有について（高齢社会基本対策）（意見 19）

高齢者施策のアイデア創出に結びつけるため、地域包括支援センターと高齢者総合相談センターの意見交換の場を設け、情報共有を図るべきである。

(17) 実施報告書の正当性チェックについて（高齢社会基本対策）（意見 20）

委託料と実績報告書の経費支出金額が一致している場合は、その経費支出金額の正当性に疑義があるため、実地調査を行うべきである。また、仮に経費支出金額が委託料を超えているため、委託料に合わせるように金額を記載している場合は、委託料の妥当性を確認できるようにするため、今後経費支出金額は実績額を記載するように指導すべきである。

(18) 群馬はばたけポイント制度の見直しについて（元気高齢者総合支援）（意見 21）

利用者側の利便性を考慮して、県の独自制度である「群馬はばたけポイント」の導入を全県（未加入市町村や独自制度を導入している市町村）へ導入する方法を進めるのか、あるいは県独自のボランティアポイント制度の導入は行わず各市町村への導入へ切替えを行うか（この場合ボランティアポイント制度で投入されていた資源（ヒト、モノ、カネ）は他の事業へ回す）のいずれかで、方向性を明確化していくべきである。

(19) 在宅要援護者支援事業の支援メニューの検討について（在宅福祉対策）（意見 22）

本事業は介護保険制度を補完する事業という位置付けで開始されており、事業開始から現在までの介護保険制度の改正等を反映し、支援が必要な者に対して真に必要な支援が行われる支援メニューとなっているか、検討が必要と考えられる。

介護保険制度、県内外の市町村の取組、県内の市町村からの要望等を踏まえて、支援メニューや対象者要件の見直しの必要性を検討することにより、より実効性のある支援が可能になると考えられる。

(20) 群馬県軽費老人ホーム利用料補助金額の確定について（老人福祉施設対策）（意見 23）

群馬県軽費老人ホーム利用料補助金交付要綱の文言を踏まえ、補助金額の確定がなされるまでの間は、補助金の額は柔軟に変更するような対応に改めるべきである。

仮に、当該年度の3月下旬以降は一切変更しないのであれば、補助金額が変更可能な期限を要綱に明確に定めておくべきである。

(21) サービス提供基準額の見直しについて（老人福祉施設対策）（意見 24）

一定水準以上の適切な施設の維持、適正な施設運営の観点から、各施設のサービス提供に要する費用実支出額を検討し、サービス提供基準額の見直しを考えるべきである。また、基準額に比して高額な費用実支出額を支出している施設については、その原因を調査するなどし、適切な補助金額の支給に努めるべきである。

(22) 大規模修繕費補助金交付対象事業の明確化について（老人福祉施設対策）（意見 25）

公平性に資するため、大規模修繕費補助について、対象となる事業を「1施設あたりの修繕に係る総事業費が、特別養護老人ホームについては10,000千円以上、養護老人ホーム及び軽費老人ホームについては5,000千円以上の整備」事業とする基準を廃止すべきである。

(23) 補助対象事業の明確化について（老人福祉施設対策）（意見 26）

補助対象事業を明確にするため、大規模修繕には「改修」が含まれるのか否か、含まれるとしてどのような「改修」までが含まれるのかを要綱に明記すべきである。

(24) 病床転換整備費補助金について（介護老人保健施設等対策）（意見 27）

病床転換整備費補助金の実績は極めて少なく、事業の改善か廃止を検討すべきである。

(25) 第三者への一括請負に係るチェック体制について（地域医療介護総合確保対策）（意見 28）

群馬県介護基盤等整備事業費補助金交付要綱において、建設工事に係る第三者への一括請負を禁止しているが、現状、第三者への一括請負がなされているか否かのチェックは行われていない。

税金の有効活用という観点から、今後は第三者に一括請負させていないかをチェックすべきである。

(26) 市町村を通じて事業者に補助する事業について（地域医療介護総合確保対策）（意見 29）

群馬県介護基盤等整備事業費補助事業のうち、市町村を通じて補助事業者に補助金が交付されるパターンにおいて、補助事業を行うために締結する契約が、市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しているか否かのチェックが行われていない。

今後は、税金の有効活用という観点から、市町村任せにするのではなく、補助事業を行うために締結する契約について、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しているかまで、実績報告で報告させて、チェックすべきである。

(27) 成果指標について（地域医療介護総合確保対策）（意見 30）

地域密着型介護拠点等整備事業においては、施設の定員数の増加のみを成果指標としている。施設の有効活用及び補助金の有効性を高めるという観点から、今後は施設定員に対する利用者数の割合（稼働率）も成果指標とすべきである。なお、補助金交付先で、稼働率が低迷している施設については、稼働率向上のために積極的に助言を行うとともに、当該施設の存在を高齢者等にPRし、利用の促進を図るべきである。

(28) 地域密着型介護拠点等整備の整備目標について（地域医療介護総合確保対策）（意見 31）

地域密着型介護拠点等の整備については、計画と実績が大幅に乖離している。

今後は税金の有効活用という観点から、ニーズを的確に把握するように市町村に周知徹底するとともに、県においても計画策定の際にニーズの有無を的確に審査し、計画値の精度を高めるべきである。

(29) 定住外国人等の受入準備講座の開催回数について（介護人材確保対策）（意見 32）

県内4か所で実施したところ、定員に対する参加率は平均40%であった。活気ある議論や参加者同士のコミュニケーションを考え、開催回数等について検討されたい。

(30) 外国人向け介護の仕事見学バスツアーの開催見通しについて（介護人材確保対策）（意見 33）

当初の参加者は2回のツアーを合わせて60名程度を見込んでいたが、実施には7名であった。事前に日本語学校の留学生で参加希望者はどの程度いるのか、留学生の就職はいつ頃決まるのか等を情報収集した上で、事業を計画する必要がある。あまり需要がないのであれば、廃止することも検討されたい。

(31) 新人介護職員定着のための取組支援事業の補助について(介護人材確保対策)(意見34)

予算900千円に対し交付金額62千円であり、予算執行率6.8%であった。需要に即した補助金となるよう、補助の内容を再考し、需要がないなら廃止すべきである。また実態に即した目標設定をすべきである。

(32) 暴力団排除規定と誓約書について(介護研修等実施)(意見35)

群馬県の事務事業からの暴力団排除に関する要綱、暴力団排除に関する条例・法令の目的達成の重要性に照らし、補助金を交付する際には、交付対象者から、暴力団等でない旨の誓約書の提出を求める事務を徹底すべきである。

(33) ぐんま認定介護福祉士研修の受講要件について(介護研修等実施)(意見36)

多くの幅広い者にキャリアアップ、スキルアップの機会を与えるため、ぐんま認定介護福祉士研修の受講要件のうち、①「現在の勤務先(法人)に継続して3年以上勤務する者」及び②「所属する介護施設・事業所等の代表者からの推薦のあった者」の要件については削除を検討すべきである。

(34) ぐんま認定介護福祉士の認定後の研修義務付けについて(介護研修等実施)(意見37)

ぐんま認定介護福祉士の質の向上、ひいてはぐんま認定介護福祉士制度の信頼性を維持するため、ぐんま認定介護福祉士に対しては、数年に一回程度の研修の受講は義務付けるべきである。

(35) 研修の最少催行人数等の設定について(介護研修等実施)(意見38)

研修の申込者が少ない場合でも、できる限り、事前の告知どおりに研修を実施すべきである。仮に、申込者が少ない場合には研修を中止とする方針を今後も取るのであれば、最少催行人数等を事前に告知しておくべきである。

(36) 研修対象者の明確化について(介護研修等実施)(意見39)

研修対象者の明確化を図るため、群馬県介護実践リーダー研修の対象者を定める「群馬県認知症介護実践リーダー研修実施要綱」第3項の「群馬県内の介護保険施設・事業所等において介護業務に概ね5年以上従事した経験を有している者」との文言を、「群馬県内の介護保険施設・事業所等において介護業務に従事する者で、概ね5年以上の従事経験を有する者」に変更すべきである。

(37) 介護保険法に基づく自己評価結果の公表について(介護保険制度推進)(意見40)

介護保険法第118条第8項により、都道府県には、「自立支援、介護予防又は重度化防止及び介護給付の適正化に関する取組の支援についての目標」についての自己評価結果を公表する努力義務が課されているが、群馬県のウェブサイトでは自己評価結果を見ることができない。

公表することに特段の支障がなければ、群馬県のウェブサイトにおいて、自己評価結果を公表することが望ましい。

(38) 補助金の実績報告書の提出期限について(介護保険基盤運営)(意見41)

補助金の実績報告書の提出期限を「別途指示する日まで」と定めている補助金に関しては、交付決定と同時に提出期限を指示したり、要綱を変更して提出期限を設けたりするなどし、適時の実績報告書の提出を得られるような状況を確認しておくべきである。

(39) 苦情処理対応の統計について（介護保険基盤運営）（意見 42）

介護サービスに対する介護サービス利用者の不安や不満の解消のため、介護サービス利用者などからの苦情に対する対応状況についても統計を取り、その統計データを今後の介護サービス向上のために役立てていくべきである。

(40) 委託事業の有効性評価について（歯科口腔保健対策）（意見 43）

群馬県歯科医師会に委託している 8020 県民運動推進事業について、実施報告書に参加者のアンケート結果が記載されていないため、当該事業の有効性を評価できない。したがって、今後は実施報告書に参加者のアンケート結果等も記載させ、当該事業の有効性を評価の参考とすべきである。

(41) 実施報告書の正当性チェックについて（歯科口腔保健対策）（意見 44）

委託料と実施報告書の経費支出金額が一致している場合は、その経費支出金額の正当性を確認するため、実地調査を行うべきである。

(42) 元気県ぐんま 21 の目標値について（健康増進対策）（意見 45）

平成 30 年度に実施した群馬県健康増進計画の「元気県ぐんま 21（第 2 次）」の中間評価において、評価困難とした項目については、中間評価を行った後、課題の提示を行い、評価・対応策を検討する「元気県ぐんま 21 推進会議」にて協議しているが、具体的な改善策等は引き続き検討する必要がある。

評価困難（d 評価）とした項目については既に新たな評価項目（実際に評価可能な項目とする）を協議・検討し、変更したものもあるが、今後の状況により更に検討が必要と考える。

(43) 元気県ぐんま 21 の実績評価頻度について（健康増進対策）（意見 46）

群馬県健康増進計画の「元気県ぐんま 21（第 2 次）」については、国の「健康日本 21（第 2 次）」に基づき、5 年で中間評価を行い、10 年を目途に最終評価を行うことにより、目標を達成するための諸活動の成果を適切に評価することとしているが、各指標のうち主要な項目（健康寿命等）について、引き続き実績を把握し、評価を行い公表していくことが当該事業の推進に寄与すると考える。

(44) 今後の事業の方向性について（福祉のまちづくり推進）（意見 47）

金額的重要性は乏しい事業ではあるが、新規届出の審査・検査や、新たな利用者への利用証の作成・交付など、実施しなければならない業務があることから、費用対効果を鑑み、予算の範囲内で必要な事業を継続する必要がある。

(45) 福祉医療制度のあり方の検討及び議論の継続について（福祉医療対策（重度心身障害者・母子家庭等医療費補助））（意見 48）

重度心身障害者に対する医療費の補助は当該制度の中で唯一高齢者が関係してくるものであり（本制度に年齢制限はなし）現状、65 歳以上の高齢者の比率が対象者の約 7 割を占めている。昨今の医療費の増大を受け、当該制度を持続可能なものとするべく、所得制限の導入を行うべきとの方向性が外部有識者による検討会にて示されている。

議論された内容が風化しないよう、今後も検討会を定期的に開催し、所得制限の基準値を含め方向性をより具体化していくべきである。

(46) 就職後の定着支援について（雇用調整対策）（意見 49）

委託事業の有効性評価の1つの指標として、就職後も最低半年間は、就職後に離職したのか、もしくは継続できているのかといった定着支援のデータを業務委託先から報告させるべきである。

(47) 政策効果の検証について(交通安全対策)(意見50)

高齢者・初心者しあわせドライブは、参加者に商品提供というインセンティブを与えて安全運転を促す心理的効果を期待する取組と考えられるが、無事故・無違反の高齢運転者を増やす効果など、政策効果がどの程度あるか検証できない。

このため、高齢運転者のうち、無事故・無違反であった者の割合を把握し、しあわせドライブの参加者と比較してその割合の高低を確かめ、政策効果を検証することが望ましい。

(48) 目標の達成率について(住宅産業活性化推進)(意見51)

相談件数を目標として掲げているが、令和元年度は目標1,888件に対し888件と達成率47.0%であった。実績は項目別に集計していることから、項目別に目標を立て、それぞれに相談しやすい環境を整えることが望ましい。

(49) 専門相談会の開催について(住宅産業活性化推進)(意見52)

毎年専門相談会を開催しているが、相談件数はそれほど多くないにも関わらず、毎年同じ開催方式としている。費用対効果を考えて、日時の変更や、回数の増減等を検討することが望ましい。

■ 公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団に関する意見

(1) 情報誌「ときめき群馬」の成果指標について(群馬県長寿社会づくり財団)(意見53)

「ときめき群馬」発行に係る成果指標が定められておらず、当該事業の効果を測定していない。事業の実施には効果の測定も必須であり、今後は、定期購読者数等を成果指標として、当該事業の効果を測定し、PDCAサイクルを回し、より良い事業とすべきである。

(2) ぐんまねりんピックの委託予定価格積算票について(群馬県長寿社会づくり財団)(意見54)

ぐんまねりんピック2019の委託料に係る積算原価を調査した結果、複数の費目で不備が発見された。今後は、積算原価を精査することで、ぐんまねりんピックに係る委託料の削減を図るべきである。

(3) ねりんピックの募集要領印刷部数について(群馬県長寿社会づくり財団)(意見55)

ねりんピックの募集要領について、印刷部数に対する利用部数の割合が著しく低く、費用に見合う効果が発現していない。投資の費用対効果を高めるとともに、コスト削減の観点から、募集要領の印刷部数を需要に見合う量に減らし、委託料を減額すべきである。

(4) ぐんまねりんピックの収支精算書の正当性チェックについて(群馬県長寿社会づくり財団)(意見56)

委託料と収支精算書の支出金額が一致している場合は、その経費支出金額の正当性に疑義があるため、証憑突合を行うべきである。また、仮に支出金額が委託料を超えているため、委託料に合わせるように金額を記載している場合は、委託料の妥当性を確認できるようにするため、今後支出金額は実績額を記載するように指導すべきである。

(5) 財団のホームページについて(群馬県長寿社会づくり財団)(意見57)

財団のホームページの閲覧数は、現状ではかなり低迷している。今後はホームページのアクセス解析を行い、その結果をホームページの内容に反映し、閲覧数の増加に結び付け、財団の認知度を

高めるべきである。また、バナー広告の営業を行い、自主財源の確保を図るべきである。

(6) 財団の封筒について(群馬県長寿社会づくり財団)(意見 58)

財団は自主財源が不足しているが、財団の封筒に広告の掲載は行われていない。自主財源を確保するために、今後は財団の封筒に広告を掲載すべく営業活動を行うべきである。

(7) 人材育成事業の経費見積の精度について(群馬県長寿社会づくり財団)(意見 59)

人材育成事業の技能講習の経費の見積りにおいて、実績に乖離が生じていることから、実態に即した見積りとし、より有意義な講習を開催するよう努めることが望ましい。

(8) 人材育成事業の技能講習の定員について(群馬県長寿社会づくり財団)(意見 60)

定員を超える受講があった講座が7講座、うち、2倍を超えるものが2講座あった。定員の人数を再確認するとともに、受講者のニーズに合った講座内容及び開催回数を検討することが望ましい。

(9) 退職手当の支給対象者について(群馬県長寿社会づくり財団)(意見 61)

職員退職手当規程第3条に規定する「遺族」の範囲について定義づけするとともに、その支給の順位等についても明確化しておくべきである。

(10) 退職手当の支払差止め・返納に関する規定について(群馬県長寿社会づくり財団)(意見 62)

在職中の行為にかかる刑事事件に関して禁固以上の有罪判決に処せられた者に対する退職手当の支給を制限するのであれば、その趣旨を明確化するため、職員が刑事事件に関し起訴をされたがその判決の確定前に退職をしたときには退職手当の支払を一定期間差止める旨の規定や、退職後に在職中の行為にかかる刑事事件に関して禁固以上の有罪判決に処せられた場合には退職手当の返納を求める旨の規定を設けるべきである。

(11) 非常勤職員への手当の支給について(群馬県長寿社会づくり財団)(意見 63)

紛争の未然の防止のため、同一労働同一賃金の観点から、非常勤職員に対して支給する手当の種類及び額を再検討すべきである。

(12) 労働時間の適正な把握について(群馬県長寿社会づくり財団)(意見 64)

職員の労働時間のより適切な把握のため、タイムカード等、客観的な記録を基礎として労働時間を把握できるような制度の導入を目指すべきである。

(13) 会計帳簿と決算書の不一致について(群馬県長寿社会づくり財団)(意見 65)

総勘定元帳と財務諸表の金額に不一致が生じているが、全ての決算振替処理は仕訳を起こして総勘定元帳に記帳した上で、その総勘定元帳の金額に基づき財務諸表を作成する必要がある。